

損害賠償及び和解に関する件

令和8年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、訴訟外の和解をするものとする。

記

1 相手方

札幌市清田区在住者

2 事故の概要

(1) 令和7年3月7日、札幌市南区真駒内において、道路を走行中の相手方の自動車が、一時停止線を越えて停止した本市の土木業務用リース車を回避しようとしたことにより、雪山に衝突した。

※ この事故は、報告第3号番号1と同一の事故である。

(2) これにより、相手方は、<sup>けい</sup>頸椎捻挫等の傷害を負い、19日間入院し、約6か月間通院するとともに、休業した。

3 損害賠償の額

1,699,252円

(理由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。